

平成 27 年(行)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (6)

2017 (平成29) 年 8 月 28 日

東京地方裁判所民事第 38 部 A 2 係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男



同 二 関 辰 郎



同 古 本 晴 英



同 牧 田 潤 一 朗



同 出 口 か お り



同 藤 原 大 輔



同 小 野 高 広



目 次

第 1	はじめに	3
第 2	大量破壊兵器に関する評価・分析	4
1	本件文書 1 の該当項目	4
2	外国報告書に記載されている内容及びそれに照らした検討	4
3	外務省がウェブサイトで公表している情報に照らした検討	10
第 3	武力行使の法的根拠	12
1	本件文書 1 の該当項目	12
2	外国政府の見解及びそれに照らした検討	12
3	外務省開示文書に照らした検討	15
4	小括	15
別紙 1	本件文書 1 の見出し・目次（甲 5 による）	17
別紙 2	外務省開示文書を利用した外国報告書の概要	18
別紙 3	チルコット報告書の内容（原告代理人による整理）	27

本準備書面では、外国の報告書等に基づいて原告の主張を行う。

第１ はじめに

被告は、一部の例外を除き、本件検証結果報告書（本件文書１）の見出ししか開示していない。

訴状で触れたとおり、アメリカ、イギリス、オーストラリア、オランダの各国では、イラク戦争について検証を行った。いずれも独立した委員会として機密情報にもアクセスして検証を行い、結果を公表している。

これらの外国報告書はいずれも大部であり、全体にわたって概要を説明することは困難である。また、イラク関連以外の内容を含む場合もあり、全体にわたって説明する必要性も乏しい。そこで、本件文書１に記載されている項目と少なくとも部分的に重なると思われる事項を数点のみ例示的に拾い、外国の報告書では何が記載されているかを説明する。具体的には、「大量破壊兵器に関する評価・分析」、「武力行使の法的根拠」という項目を取りあげる。また、一部については、外務省が開示した文書や外務省自身が公表している情報などの外国報告書以外の公表情報も利用する。

なお、部分開示された本件文書１（甲５）を利用して作成した本件文書１の見出しと該当ページ数の一覧を、本準備書面末尾に「別紙１」として添付した。

また、原告による情報公開請求に応じて外務省が開示した文書中には、外国報告書の概要を伝えたものがある。そこで、そのような文書を利用して外国報告書について、それを作成した委員会の位置づけや報告書の概要を整理したものを本準備書面末尾に「別紙２」として添付し、さらに英国チルコット委員会報告書の関連箇所の概要を原告代理人が整理して記述したものを本準備書面末尾に「別紙３」として添付した。

第2 大量破壊兵器に関する評価・分析

1 本件文書1の該当項目

本件文書1の項目のうち、「(1) イラク戦争の経緯」中の「大量破壊兵器の隠匿」、「2001年以降の展開」、「情報収集についての検証」及び「分析についての検証」の各項目の全部又は一部には、イラクの大量破壊兵器に関する評価・分析が記載されていると考えられる。

2 外国報告書に記載されている内容及びそれに照らした検討

この点につき、外国の報告書にはどのような記載があるのかを、以下、二つの項目に分けて(1)、(2)で説明し、(3)の小括で原告の評価及び主張を述べる。

(1) イラクにおける大量破壊兵器の保有状況に関する現状把握の誤り

米国の「大量破壊兵器に係る米国の情報能力に関する委員会」(以下「米国 WMD 委員会」という。)の作成した報告書(以下「米国 WMD 委員会報告書」という。)では、大量破壊兵器を「核兵器」、「生物兵器」、「化学兵器」、「運搬手段(無人機やスカッドミサイル等)」に分類したうえで、イラク戦争開戦に至る段階で、どのような情報に基づいて、イラクがどのような兵器を保有していたと米国が当時認識していたのかを振り返り、当時の判断に含まれていた誤りを、事後的に得られた情報と対照しながら指摘している(本準備書面末尾添付別紙2、甲20、21)。

たとえば、核兵器の製造にも用いることができる強化アルミ管をイラクが調達しようと試みていたことについて、イラク戦争開戦後にイラク調査団(ISG)が行った調査では、核兵器とは関係のない武器(81mmロケット)製造の目的であったと判断した。それゆえ、ISGは、核兵器開発に用いられるガス遠心分離機の使用をイラクが意図していたことを示す証拠はない

と判断した。しかし、イラク戦争開戦前である2002年10月に出されたNIE（CIA等の情報機関ないし諜報機関によって構成される国家情報機構が、イラクの大量破壊兵器について評価した報告書）では、その点の判断を誤り、結果的にイラクの核兵器計画についても誤った評価をしていた（別紙2・1（3）ア（ア）、甲21・2（1）（イ））。また、たとえば、イラクがニジェールから核兵器の材料であるウランを調達しようとしている旨指摘した文書について、後にIAEA（国際原子力機関）は、同文書の写しを入手後即座に偽造文書であると結論づけたのに対し、当時の情報機関は同文書の真偽を確認することを怠っていた（別紙2・1（3）ア（ウ）、甲21・2（1）（ハ））。

英国バトラー報告書でも、米国WMD委員会報告書と同様に、ニジェールからのウラニウム調達問題に触れており、内容的には、イラクがニジェールにウラニウムを要求したこと自体は確かであるが、実際に購入したかについての最終的証拠は存在していない旨結論づけている（別紙2・2（3）ウ、甲22・1（3））。また、英国政府は、ドシエ（2002年9月及び2003年1月に英国政府がイラクの大量破壊兵器に関して発表した文書、甲5・15頁）に「イラクが45分以内に大量破壊兵器の配備が可能である」と記載していたが、英国バトラー報告書は、ドシエにその内容についての説明はなく、そのような内容をドシエに記述すべきではなかったと評価している（同イ・甲22・1（2））。

英国のチルコット委員会が作成したチルコット報告書（以下「チルコット報告書」という）にも、イラクにおける大量破壊兵器に関する記載があり、チルコット報告書は決定的な証拠がないにもかかわらずイラクが大量破壊兵器を保有しており、かつそのことを隠匿していたとの英国の認識について論じている。（別紙3・甲23の4）。同様に、チルコット報告書では、国連安保理における国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）委員長ハ

ンズ・ブリックス氏の報告後、英国の情報機関である合同情報委員会 (JIC) はイラクが大量破壊兵器を保有していない可能性について十分な調査をすべきであったにもかかわらず、調査を行わなかったと評価している。(別紙 3・甲 23 の 4)。

オランダの報告書は全文 551 頁で、原文はオランダ語であるが、巻末に英文での要約と結論の記述(要約と結論の本文合計で約 11 頁)を含んでいる(甲 12・3 頁目、甲 24)。オランダの報告書では、オランダ政府が、UNMOVIC による報告の解釈を選択的に行っており、オランダ外務省は UNMOVIC 報告書が含んでいたニュアンスを正しく反映していなかった旨指摘している(甲 24・結論 25)。また、オランダの情報機関の一つである MIVD(軍情報保安局)は、当初、自前の軍事技術分析による入手情報を対象としており、その分析では、イラクの WMD(大量破壊兵器)を使用する能力が限定的であることを強調していたが、2003 年当初以降は入手した情報の批判的分析を行わなかった旨指摘している(甲 24・結論 27)。

(2) 諜報活動の問題点の指摘

たとえば、米国 WMD 委員会報告書では、当時から信頼性が疑問視されていた人的情報源(コードネーム「カーブボール」)を情報機関が過度に信頼し、同人的情報源にほぼ全面的に依拠してイラクの生物兵器計画の状況を誤って判断したうえ、2002 年の NIE(本準備書面 6 頁既出)によってそれを公表したことを問題点として指摘している(別紙 2・1(3)イ、甲 21・2(2))。また、たとえば、情報機関は、化学兵器に関連して、イラクの化学施設の活動が増加したという疑いを持ったが、そのように思えたのは、活動自体が増加したためではなく画像情報が増加した結果にすぎなかったのに、情報機関はその点を看過していたと同報告書は指摘してい

る（別紙２・１（３）ウ（ウ）、甲２１・２（３）（ハ））。

英国バトラー報告書では、情報源において人的情報源が占めた割合が高かったこと、閣僚や政府高官に提供された諜報活動からの情報の質に問題があったこと、イラクは情報機関にとって難しい標的であり、サダム・フセインが諜報活動に対する対抗手段を多く準備していたために、英国のイラクにおける情報収集活動は限定的なものであったことなどを指摘している（別紙２・２（３）ア・甲２２・１（１））。さらに同報告書では、「インテリジェンス（原告注・情報機関）上層部によって、彼らの判断の限界に関する警告が示されなかったことが欠点」、「ドシエ（原告代理人注・本準備書面６頁既出）を支持する厳密で豊富なインテリジェンス（原告注・諜報活動に基づく根拠）が存在していたという印象は、ブレア首相がドシエ発表の日に、議員に対して、インテリジェンスによって描かれた青写真は『広範囲及び詳細にわたり、信頼性のあるものである』と述べたことにより強化された」とし（甲２２・１（４））、情報機関による情報の提示方法及びそれを受け取った政権トップによる情報の公表方法にそれぞれ問題があったと指摘している。

オーストラリアのフラッドレポートは、オーストラリアの情報機関は情報源の多くを外国の情報機関に頼っていたことを指摘したうえで、その分析に関しては米、英から独立していた旨、したがって一部で批判されているような米国及び英国の分析に対する盲目的な追従はなかった旨指摘している（別紙２・３（３）ア、イ・甲２５）。

チルコット報告書でも、JIC（本準備書面７頁既出）が、イラクの大量破壊兵器に関する情報収集に限界があるにもかかわらず、その限界を明らかにしないまま、大量破壊兵器に関する情報を確かなものであるとして英国政府に提供したことや、SIS（英国秘密情報部）は情報源に疑惑が生じたときや収集した情報が撤回されたときに適宜報告すべきであったにもかかわらず

らず、報告をしなかったこと等を論じている（甲 2 3 の 4）。

オランダの報告書では、同国の情報機関である AIVD（総合情報保安局）と MIVD（軍情報保安局）のいずれもが、イラクの WMD（大量破壊兵器）プログラムについての独立した情報源の情報を十分な量保有していなかったことや、両機関が、情報の大部分を国連の武器査察官の報告と海外の情報機関から提供された情報の評価をもとにしていた旨指摘している（甲 2 4・結論 2 6）。また、同報告書では、情報機関から情報を受け取った政府側の問題として、両情報機関の報告では、イラクの WMD プログラムによる脅威の評価について留保を付けていたのに対し、政府機関が下院にその情報を提供する段階では、そういった留保の記述が削られていたこと（同結論 2 9）、関係省庁は、すでに政府が採用していた立場に一致したとする記述のみを情報機関の報告書から部分的に抽出して利用していたことを指摘している（同結論 3 0）。

（3） 小括

以上のとおり、各国の報告書は、イラク戦争開戦に至る過程で、それぞれの国のどの機関が、どのような情報に基づき、どのような誤りを犯していたのかといったことを具体的かつ率直に指摘している。それらの記述からは、各国の価値判断や評価が明らかになっている。

被告は、たとえば「国際社会の情勢」に関する不開示部分について、「当該不開示部分は、対イラク武力行使に関する非常に多岐にわたるイラクを除く各国の政治情勢や安保理関連の情勢のうち、我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素を、項目分けを行いながら、要点を絞って記載しているものである。それゆえ、当該不開示部分は、対イラク武力行使という国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に関する意思決定を行うにあたり、我が国として重要な考慮要素としていた点がむしろ鮮明に

現れている部分といえ、項目分けの仕方やその記述内容をも含め、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっている」と述べ（被告準備書面(7)14頁）、そのことが法5条3号該当性に結び付くかのような主張を行っている（同14～15頁）。

しかし、各国の報告書は、上述のとおり、それぞれの国ないし報告書ごとに「一定の価値判断や評価」を明らかにしたものであり、むしろそれを鮮明にすることで国民に対する政府の説明責任を果たそうとしていると考えられる。日本の場合のみそれを明らかにできないとする合理性はないし、むしろ開示すべき公益性は高い事項である。

また、被告は、上記引用箇所の記事に続けて、「したがって、当該不開示部分が公にされることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、それがイラクではない国であったとしても、我が国が重要な考慮要素とする点の多くは本件検証の内容と共通するのであり、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるというべきである」と主張する（同14～15頁）。

しかし、このような被告の主張は因果関係を大げさに主張するもので無理がある。そのことは、現に公表されている外国の報告書を基準にして日本と立場を入れ替えて考えてみれば容易にわかる。各国の報告書は、各国が「重要な考慮要素とした点」や各国の「政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項」を反映しているが、それは、あくまでもイラク戦争に関する過去の特殊な一事例に関するものにすぎない。各国の報告書を日本政府が読んだからといって、報告書の作成・公表国が「将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、〔報告書の作成・公表国〕としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合」に、日本が、「〔報告書の作

成・公表国]の対応等を正確に予測し、[日本]を利する形での効果的な外交活動を行うこと」などできないであろう。

さらに、各国の報告書と本件文書1のそれぞれの該当箇所の分量を比較すると、本件文書1は、具体的記述を含んでいないであろうことがわかる。

すなわち、米国 WMD 委員会報告書において、過去のイラクの大量破壊兵器の状況や情報機関による開戦前の評価の誤りについて論じた部分は注を含めて約200頁あり(甲26)、英国バトラー委員会報告書の同該当箇所は約80頁あり(甲27)、オーストラリアのフラッドレポートの該当箇所は約20頁ある(オランダの報告書は原文がオランダ語のため省略)。

それに対し、本件文書1において該当する事項について記述していると考えられる①「(1) イラク戦争の経緯」中の「大量破壊兵器の隠匿」、②「2001年以降の展開」、③「情報収集についての検証」及び④「分析についての検証」の各項目の頁数(スペース)は、それぞれ①1頁の半分強程度、②1頁の3分の1程度、③2頁程度、④1頁以下であり(本準備書面別紙1、甲5)、合計しても3頁程度と極端に少ない。

このように少ないスペースでは、分量的にきわめて抽象的な記述しかできないはずである。上でわずかな例をあげて説明したとおり、外国の報告書では、それより遥かに多い頁数で、具体的・詳細に事実をあげてその評価(誤り等)を記載しており、その内容をすべて公表している。このことに照らしても、本件文書1の該当箇所に不開示事由に該当する記述があるとは到底考えられない。

3 外務省がウェブサイトで公表している情報に照らした検討

すでに原告は、原告準備書面(5)24頁から25頁などにおいて、本件文書1の「大量破壊兵器の隠匿」や「2001年以降の展開」の不開示部分の記載事項は、国が自ら公表している資料(甲4の2、甲6～8)に記載されている

事項と内容的に同じであろうことを指摘した。

この点に関連して、外務省が「イラクにおける大量破壊兵器問題（参考）」というウェブページを公表しているので（甲２８）、その内容について若干補足する。

このウェブページには、「１．大量破壊兵器に関するイラクの『実績』」、「２．湾岸戦争の停戦条件（１９９１年４月）」、「３．国連査察に対するイラクの欺瞞と査察回避行動」、「４．UNSCOM／UNMOVIC 報告による主なイラクの大量破壊兵器疑惑」という項目がある。このうち、４項は、１９９１年から１９９８年までにイラクの査察活動を行った UNSCOM(国連大量破壊兵器廃棄特別委員会)の報告や２００２年１１月から２００３年３月までイラクの査察活動を行った UNMOVIC（国連監視検証査察委員会）の報告に基づいて、化学兵器、生物兵器、弾道ミサイルに大別し、それぞれに該当する品目ごとにイラクの自己申告と各報告の結果を対比した具体的記述を置いている。UNMOVIC の査察活動は、時期的な対応関係に照らすならば、本件文書１の「２００１年以降の展開」の項目で触れられていると想定され、UNSCOM の査察活動は、本件文書１の「大量破壊兵器の隠匿」の項目で触れられていると想定される。

このように本ウェブページでは、情報提供元である国連機関を明記したうえで、具体的な記述を公にしている。

さらに、同ウェブページからは、「UNSCOM 及び UNMOVIC 報告によるイラクの大量破壊兵器疑惑（主なもの）」というウェブページにリンクが貼られている（甲２９）。文書タイトルに「(主なもの)」とあるように、外務省がどの項目を重視したかがわかる資料が公表されていることを意味する。

これらの記載は、「我が国として重要な考慮要素としていた点〔を〕むしろ鮮明に現〔している〕部分といえ、項目分けの仕方やその記述内容をも含め、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」（被告準備書面(7)１４頁）であ

る。

被告自身がこういった事項を自ら公表しているものであり、本件訴訟における被告主張は認められないことを端的に示している。

第3 武力行使の法的根拠

1 本件文書1の該当項目

本件文書1のうち「武力行使の法的側面（国際法上の合法性）」の項目中に記載されていると考えられる内容と、少なくとも一部が重なると思われる事項として、法的根拠について外国報告書等で記述している箇所について説明する。

2 外国政府の見解及びそれに照らした検討

(1) 英国法務総裁の見解

英国の法務総裁によるイラクに対する武力行使の法的根拠に関する見解が公表されており、その内容を外務省の開示文書が紹介している(甲30)。

それによれば、英国法務総裁は、「イラクに対し武力を行使するための権限は、国連決議678、687及び1441の複合された効果により存在する」という結論を採用しており、その理由付けとして次のように説明する。

- 国連決議678は、安全保障理事会が、イラクをクウェートから排除するため及び同地域に平和と安全を回復するため、イラクに対する武力行使の権限を付与した決議である。
- 国連決議687は、「砂漠の嵐作戦」後の停戦の条件を定めたもので、安全保障理事会が、同地域に国際社会の平和と安全を回復するために、大量破壊兵器を除去する継続的な義務をイラクに課したものである。

「決議687は、決議678の下での武力行使の権限を停止したが、こ

れを終了させたわけではない」。

- 国連決議 1441 は、安全保障理事会が、イラクが決議 687 の下で負っている武装解除の義務を完全に履行してはいないため、イラクが決議 687 の重大な違反をこれまでも犯した依然として犯していることを決定したもので、イラクに対し、「武装解除の義務を履行する最後の機会」を与え、これを履行しない場合の「深刻な結果」につきイラクに対して警告したものである。安全保障理事会は、また決議 1441 において、いかなる時点においてであれイラクが決議 1441 の遵守及びこれの実施のための完全な協力を行わない場合、それは更なる重大な違反を構成することを決定した。
- 「イラクがこのような遵守を行わなかったことは明らかであり、従ってイラクは決議 1441 の時点において重大な違反を犯しており、その後も継続して違反を犯している。従って、決議 678 の下での武力行使の権限は復活し、それは今日も継続している。決議 1441 が、武力行使の権限を付与する安全保障理事会のさらなる決定が必要であることを意図していたのであれば、その旨を規定していたであろう。したがって、決議 1441 が求めているのはイラクの不履行について安全保障理事会に対し報告され、安全保障理事会によって議論されることのみであり、武力行使の権限を付与する更なる明示の決定ではない。

(以上につき甲 30)。

外務省のこの開示文書(甲 30)は 2003 年 3 月 18 日付であり、イラク戦争の開戦までの時点で、英国の法的根拠に関する見解を日本が入手して検討していたことが明らかになっている。

(2) チルコット報告書

英チルコット報告書にもイラクに対する軍事行動の法的根拠に関する記

載がある。チルコット報告書によれば、ゴールドスミス法務総裁が、英国政府から国連安保理決議1441の解釈について法的アドバイスをするよう指示されたことを受けて、英国政府に対し、国連安保理による新たな決議がなくとも国連安保理決議678の授權が復活することにより、軍事力行使に法的根拠が認められる旨のアドバイスを行ったこと等が明らかにされている（甲23の5）。

（3）オランダ・ダーウィッツ委員会報告書

オランダの報告書では、イラクへの武力行使を容認する新たな国連決議は「政治的に望ましいが法的には不可欠ではない」とするオランダ政府の当時の見解の根拠をいわゆる「コーパス理論」（1990年以降に成立したイラクに関するいくつかの安保理決議を一体のものとしてとらえる国際法の解釈）に求めていたが、その見解をオランダ外務省や国防省がどのような経緯で採用するに至ったか、どのように政権は状況を認識するに至ったのかという問題について、オランダの内閣と議会内での意思決定に特に注意を向けつつ述べている（甲24・5～6頁）。

そのうえで、同報告書は、「結論」において、1990年代に採択されたイラクに関する安保理決議は2003年の英米軍による介入の権限を付与するものではなく、1441号決議は、明らかに曖昧な文言を含むものの、当時のオランダ政府が解釈したように、安保理の新たな決議なしに、軍事力の使用を認めているものと合理的に解釈することはできないと判断している（甲24・結論18）。また、同報告書は、オランダ政府が繰り返し示したいわゆる「第二の決議」（国連安保理決議1441号に次ぐイラクへの武力行使を容認する第二の決議）について、「政治的に望ましいが法的には不可欠ではない」という見解は支持できないとし、軍事行動は国際法の下で正当化できない旨結論づけている（同結論20）。同報告書は、オランダ

外務省内で採用された国際法の解釈は、徹底した最新の法的分析に基づくものではなく、イラクに対する武力行使の正統性に関して省内で存在した見解の相違は、非常に残念であったと述べている（同結論21）。

3 外務省開示文書に照らした検討

なお、外国の報告書ではないものの、外務省開示文書の中に法的根拠について記述した文書がある（甲31，32）。

これらの文書では、「わが国の基本的立場」として、「大量破壊兵器の有無は、日本が対イラク武力行使を支持した直接の根拠ではな〔く〕イラクによる国連安保理決議違反がわが国の支持の根拠である」とし、「安保理決議678，687及び1441の概要」と題する文書では、イラク関係で多数存在する国連決議のうち、すでに見たとおり英国法務総裁が根拠としてあげる三つの国連決議と同一の国連決議の概要を説明している（甲31）。

さらに、「対イラク武力行使 法的根拠」という文書でも、国連決議1441，687，678という同じ国連決議をあげており、英国法務総裁があげる根拠と類似した考え方を日本政府もとっていたことをうかがわせる（甲32）。

4 小括

被告は、「当該不開示部分では、対イラク武力行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解、当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や、当該特定の国に対する我が国の評価等について記載されており、法的根拠についての一般論や、一義的に導かれる解釈を記載しているものではない。」と述べたうえで、「情報を公にすることにより、法的根拠の解釈や、武力行使までの対応について複数の選択肢がある中で、我が国が武力行使をはじめとする重要事項の法的根拠についてどのような視点及び方向性で解釈するか、その調整のために重要と考えている関係国やその理由が明らかとな

ってしまう」等と主張する（被告準備紙面（7）25頁）。

しかし、各国の報告書や外務省開示文書にみられるとおり、武力行使の法的根拠は、例外なく複数の国連安保理決議に照らして説明されている。また、英国法務総裁による解釈は、すでに当時公になっており、外務省開示文書から明らかなおとおり、日本も入手して分析していたから、不開示部分においてその点に言及しているであろうことが想定できる。

このように、各国は、「複数の選択肢がある中で、〔その国が〕武力行使をはじめとする重要事項の法的根拠についてどのような視点及び方向性で解釈するか」という、被告が不開示を正当化しようとしている事項を明らかにしている。日本の場合のみ、それを明らかにできないとする合理性はない。

なお、被告は、本件文書1は外務省という政府機関の内部で作成されたものであるのに対し、外国の報告書は、そのために設置された外部委員会が作成したものである点で異なる、といった主張をするかもしれない。しかし、外国の報告書は、政府機関の関係者へのインタビューや、大量の政府文書の検証を行って、当時の政府の立場自体を明らかにするものであるから、そのような主張が成立する余地はない。

以 上

本文文書 1 の見出し・目次（甲 5 による）

<u>1 対イラク武力行使に至る経緯・背景</u>	1
(1) イラク戦争の経緯	1
(ア) 湾岸戦争	1
大量破壊兵器の隠匿	2
2001 年以降の展開	2
国際社会の情勢	4
日本の状況	5
<u>対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観</u>	5
<u>情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針</u>	7
<u>分析についての検証：分析手法、分析結果と共有</u>	9
<u>政策決定・実施についての検証</u>	10
検討・意思決定プロセス	10
武力行使の支持に至るプロセス	10
米側への働きかけ	12
米国以外の各国への働きかけ	12
武力行使の法的側面（国際法上の合法性）	13
武力行使の支持の理由	14
<u>国民への説明責任についての検証：国会、広報等</u>	14
<u>教訓と今後の取組</u>	15
【情報収集・分析】	15
【政策決定・実施】	16
【国民への説明責任】	17

外務省開示文書を利用した外国報告書の概要

原告による情報公開請求に応じて外務省が開示した文書の中には、外国の報告書の概要を伝えたものがある。以下は、それぞれの箇所の冒頭で触れている外務省開示文書に基づいて、外国の報告書の概要をまとめたものである。

1 米国 WMD 委員会報告書

(1) 利用した外務省開示文書

甲 20 (13-23)

平成17年4月1日付「米国情報機構の動向（「WMD 委員会」報告書の発表）

甲 21 (13-40)

平成17年4月6日付け「大量破壊兵器に関する米国独立委員会報告書」（イラクにおける大量破壊兵器）」

(2) 米国 WMD 委員会・同報告書の背景、位置づけ等

米国 WMD 委員会は、2004年2月に大統領令第13328号によって創設された大統領直属の組織で、委員長は、元控訴審判事と上院議員（甲20）。「[米国 WMD] 委員会の設立経緯及び報告書の全文は同委員会の公式ホームページ (<http://www.wmd.gov/index.html>) にて閲覧可能」（甲20）。米国 WMD 委員会報告書は2005年3月31日に公表され（甲21）、「約600頁からなり、第一部（イラクにおける大量破壊兵器問題等過去の米国情報機構による情報活動の検証）と第二部（今後の情報機構の在り方に関する提言）の二部構成となっている」（甲20）。イラクの大量破壊兵器該当部分は約200頁（甲21）。

(3) 内容

全般的評価：「戦争開始前におけるイラクの大量破壊兵器計画に関する情報機関の判断はインテリジェンスの大きな失敗である。失敗は単に情報機関の判断が誤っていただけでなく、これらの評価が作られ、政策決定者に伝達する方法において重大な欠陥があった」としている（甲21）。

ア 核兵器

(ア) アルミ管

情報機関は、2002年国家情報評価(NIE)*（原告注：NIEはNational Intelligence Estimatesの略）等においてイラクの核兵器計画の状況について深刻な判断ミスを行った。その主な理由は、イラクによる強化アルミ管調達理由の分析を誤ったことにある。ISG（原告注：Iraq Survey Groupイラク調査団：イラク戦争の開戦後に大量破壊兵器を捜索するために多国籍で結成された調査団）は、イラクがアルミ管調達を試みていたのは81mmロケット製造の目的で行ったものであり、ガス遠心分離機（原告注：核兵器開発に用いられる）の使用を意図していたことを示す証拠はないと結論づけた（甲21・1頁）。

*（2002年10月の国家情報評価〔NIE〕は、CIA等の情報機関から構成される国家情報機構〔National Intelligence Council〕がイラクの大量破壊兵器計画について評価したもの）

(イ) 断片的な諜報活動により得られた情報

イラクが核兵器計画の再構築を試みていたと判断する根拠として、（アルミ管に加えて）他の諜報活動により得られた情報についても言及していたが、これらの情報は非常に断片的であり、かつ、その限定された価値は不十分な形でNIE等に引用された（甲21・1頁）。情報機関が、「イラクが

核兵器開発を再構築しようと試みている旨の結論を補強するために提示した他の証拠としては、ガス遠心分離機に必要な磁石や機材等が含まれていたが、これらは汎用品であるし、断片的な情報に基づくものであった。情報の妥当性と最終的な情報源に関して根本的な疑いがあるにもかかわらず、CIA はそうした点を解明することなく、それらの情報を公表することを認めていた（甲 21・2 頁）。

（ウ）ウラン調達に関する偽造書類

情報機関は、イラクがニジェールからウランを調達しようとしていることを示す書類について、その真偽を適時に確認することを怠っていたが、米国から同書類の写しを入手した IAEA（原告注：国際原子力機関）は、同書類が偽造であることを即時に結論づけた（甲 21・2 頁）。

イ 生物兵器

情報機関はイラクが移動式施設において生物剤を生産していたことを NIE において明らかにしたが、これは NIE の情報の中で最も重要かつ警戒すべき評価であった。後に、この評価はほぼ全面的に唯一の人的情報源（コードネーム「カーブボール」）からの情報に基づいていたことが明らかになったが、この人的情報源の信頼性は、NIE の発表のころから疑問視され、戦後数か月で完全に失われた。情報機関が、イラクの生物兵器関連計画の状況について判断を誤った主な理由は、この人的情報源を過度に信頼していたことにある（甲 21・2 頁）。

ウ 化学兵器

（ア）過大評価された情報

NIE は、①イラクは大量の化学兵器備蓄を有している、②イラクは化学兵器生産を再開したと判断したが、①の根拠は、イラクの備蓄について

の個別の情報はほとんどないとしつつ、生産能力や過去の備蓄等に基づく計算にあり、また②の根拠は基本的に画像情報に限られていた。情報機関によるイラクの化学兵器開発計画の過大評価は、主に情報分析における欠陥や、収集された情報の質の不十分さによる（甲 21・2 頁）。

（イ）曖昧な画像情報

情報機関は、イラクの化学兵器開発計画施設と疑われていたものに関する曖昧な画像情報に頼りすぎていた。特に、分析官は Samarra-type トラックの存在をイラクが化学兵器計画を再開したことを示すとの判断に過度に依存していた。Samarra-type トラックは、1980年代及び湾岸戦争前にイラクの化学兵器輸送に用いられていたもので、同トラックの存在を確認したことから、化学兵器の輸送を示唆していると判断し、輸送頻度から化学兵器はすでに兵站チェーンに組み込まれていると判断し、さらには化学兵器の生産が再開されていると推論した（甲 21・2、3 頁）。

（ウ）画像情報の増加

イラク化学施設の活動の増加が疑われていたが、それは活動自体が増加したというより、画像収集が増加した結果にすぎなかったが、情報機関はその点に気づいていなかった（甲 21・3 頁）。

エ 運搬手段

（ア）UAV（無人機）

情報機関は、イラクが米国に対する生物兵器攻撃の目的で無人機を開発していたと評価していたが、その評価は誤りであった。そのような評価にあたっての明確な証拠はわずかしくなく、あまりに論理の飛躍が多かった。UAV（無人機）には他の使用可能性もあるのに、NIE はその点を考慮しなかった。また、イラクが米国地図ソフトウェアを購入することを試みたことがあったが、そのことを根拠に米国本土を UAV の標的としていると

判断するには論理の飛躍がある。UAVはおそらく生物兵器運搬を意図したものであるという NIE の評価の大部分は分析上の仮設に基づくものであるにすぎないのに、NIE はそのことを政策決定者に十分に伝えていなかった（甲 2 1・3 頁）。

（イ）スカッドミサイル等

情報機関はイラクが数十基のスカッドミサイルを維持していると判断したが、ISG は、イラクが 1 9 9 1 年以降スカッドミサイルは保有していなかったと判断しており、情報機関の判断は誤っていた。また、情報機関はイラクが 1 5 0 k m の制限を超えるミサイルの飛翔実験を行ったと判断したが、実際にはその制限は超えていなかった（甲 2 1・3 頁）。

2 英国バトラー報告書

（1）利用した外務省開示文書

甲 2 2

平成 1 6 年 7 月 1 4 日付「イラク情勢（「バトラー報告」）

（2）バトラー委員会・同報告書の背景、位置付け等

バトラー委員会は、元英国内閣府長官であったバトラー卿を委員長として、イラク戦争を巡り英国政府が大量破壊兵器（WMD）に関する諜報活動に基づく情報をいかに収集し使用したかを調査するために 2 0 0 4 年 2 月に設置された委員会である。同委員会は、同年 7 月 1 4 日に報告書（「バトラー報告書」）を公表している。バトラー報告書の原文はウェブサイトで閲覧できる（甲 2 2・1 頁）。

（3）内容

ア 諜報活動により得られた情報の信頼性

情報源において人的情報源が占めた割合の高さ、閣僚や政府高官に提供された情報機関からの情報の質に疑問が投げかけられた。MI 6 による情報源のチェックの脆弱性が問題の一因である（甲 2 2・1 頁）。イラクは情報機関にとって難しい標的であり、サダム・フセインは諜報活動に対する対抗手段を多く準備していた。そのため、英国のイラクにおける情報収集活動は限定的なものであり、イラクの生物化学兵器については、独自の情報源によらない情報や他国の情報に依存していた。MI 6 への情報提供者の一人はいくつかの事項については信頼できる報告を行っていたが、その他については周辺からの見聞を伝えた。MI 6 の第 3 番目の主要情報提供者からの情報は、信頼性がないとして使用中止となった（甲 2 2・2 頁）。

イラクの生物化学兵器に関する他国情報機関からの情報には深刻な欠点があり、イラクがこれを生産しているという英国の評価の根拠は現時点では存在していない（甲 2 2・2 頁）。

イ 大量破壊兵器の「4 5 分間」以内使用について

イラクが 4 5 分以内に大量破壊兵器の配備が可能であるという主張は、その内容についての説明はなく、英政府文書（ドシエ）に記述されるべきではなかった。現在 MI 6 は、「4 5 分」に関する情報機関の報告は議論の対象になっていると述べている（甲 2 2・2 頁）。

ウ ニジェールからのウラニウムについて

イラクがニジェールからウラニウムを要求したという英国情報機関の主張は、確かなものである。イラクが実際に購入したかについての最終的証拠は存在しない（甲 2 2・2 頁）。

エ 兵器に関する英政府文書（ドシエ）

情報機関上層部は、その判断の限界に関する警告を示さなかった。ブレア首相は、ドシエ発表のときに、議員に対し、情報機関によって描かれた青写真は「広範囲及び詳細にわたり、信頼性のあるものである」と述べており、そのためにドシエを支持する厳密で豊富な情報機関が存在していたという印象が強化された（甲 22・2 頁）。

オ 合同情報会議（Joint Intelligence Committee）

意図的な歪曲やとがめられるべき過失があったという証拠はない。「45 分」の主張を除いては、本来の諜報活動から提供された情報は JIC 評価において全般的に正しく報告された。ドシエの作成にあたり、重要な情報機関からの報告は、懸念を喚起する立場にある国防省情報スタッフの専門家に事前に閲覧されるべきであった（甲 22・2、3 頁）。特定の個人の責任ではないので、ジョン・スカーレット JIC 議長は、MI6 長官としての新たな役職を辞任すべきではない。

3 オーストラリア政府調査報告書（「フラッドレポート」）

（1）利用した外務省開示文書

甲 25

平成 16 年 7 月 26 日付「イラクの大量破壊兵器に対する情報機関の分析に関する豪州政府調査報告書の発表」

（2）フラッド委員会・同報告書の背景、位置付け等

2004 年 3 月、イラクの大量破壊兵器をめぐる豪州連邦議会合同調査委員会が機密情報にもアクセスできる独立調査委員会を政府が自ら設置し調査を行うべきと勧告したのを受け、ハワード首相（当時）が国家調査庁（「ONA」）元長官のフィリップ・フラッドに命じてまとめさせた報告書で、

2004年7月22日に公表された。同報告書(「フラッドレポート」)は、
<http://www.pmc.gov.au> から閲覧できる(甲25・1、2頁)。

(3) 内容

ア 報告書のポイント

イラクの大量破壊兵器(WMD)に対する情報機関の分析には誤りがあり、WMDに関する情報は内容に乏しく、曖昧かつ不完全であった。イラクによるWMDの備蓄の点を除けば開戦前の情報機関の分析はおおむね正しく、イラクがWMD使用の意思と能力を有していないという反対の結論を出す方がより困難であった。オーストラリアの情報機関は情報源の多くを外国の情報機関に頼っていたものの、その分析に関しては米、英から独立していた。イラクのWMDに関する情報分析に関して政策的あるいは政治的影響力が働いた証拠はない(甲25・1頁)。

イ イラク大量破壊兵器の豪州情報機関による分析に関するフラッドレポートの評価

国家評価庁(ONA)と国防情報機関(DIO)は海外の情報機関と同様に、イラクのWMD計画の実態について正確な判断を下すことに失敗した。米軍や米軍に領域使用を許可した周辺国に対する、サダム・フセインのWMDを使用する意思と能力に関する両情報機関の評価が正しかったとの証明はなされなかった。しかし、ONAとDIOによる多くの多くの評価については正しかった。すべてでないにしろ英国及び米国と同様の情報を使用しながら、豪州の情報機関は、イラクの能力に関する分析について、より慎重でより事実に近い判断をしている。これは重要なことであり、一部に批判されているような米国及び英国の分析に対する盲目的な追従はなかった(甲25・2頁)。

イラクに関する情報機関の分析が政治的に歪められたことを示す証拠は発見されなかった。情報機関の分析官や管理的立場にいる誰かが政策的理由あるいはイラク参戦の理由を強めるために特定の判断を下すように直接あるいは間接的圧力を受けたことを示唆するものもなかった（甲 25・3 頁）。

ウ 問題点の指摘と改善案の勧告

フラッドレポートは、情報機関がイラクに関する情報機関の分析に誤りがあった原因として分析対象の複雑性や多くの情報を外国に依存せざるを得なかった等の外部的要因に加え、豪州の情報機関に分析担当官の質・量的不足等の構造的な問題点があったことを指摘し、23項目の改善案を勧告している。主なものとしては ONA の機能強化として、予算、定員の倍増、DIO のトップを含む軍人の起用の増加、議会による情報機関に対する監督権限の強化、5年から7年ごとの外部監査の実施等が掲げられている。

チルコット報告書の内容

(原告代理人による整理)

チルコット報告書は、チルコット委員会が、英国によるイラク戦争参戦の経緯等について調査した結果をとりまとめたものである。チルコット報告書全体の分量は260万語に及ぶ極めて膨大なものであり、セクション3.6の本文合計頁数は170頁、セクション3.7の本文合計頁数は213頁、セクション3.8の本文合計頁数は184頁、セクション4.3の本文合計頁数は132頁、セクション5の本文合計頁数は165頁にのぼる(甲23の1～5)。

後述のとおり、セクション3.6ないしセクション3.8にはイラク情勢に関する評価・分析等が、セクション4.3にはイラクにおける大量破壊兵器の隠匿に関する評価・分析等が、セクション5にはイラク戦争の法的根拠に関する評価・分析等が記載されている。

(1) セクション3.6からセクション3.8の記載内容

上記各セクションは、全体として、2002年11月から2003年3月20日(イラク戦争開戦日)までの英国の対イラク戦略の展開について論じている。

セクション3.6の主要な調査結果として

「英国政府は、イラクは保持が禁止された兵器を保持し続けており、イラクが負う武装解除義務に反して化学兵器・生物兵器・弾道ミサイル計画を推し進めていると確信し続けていた。そして、各兵器及び(弾道ミサイル)計画の証拠の欠如はイラクの隠匿政策が成功裏に終わったことによるものとも確信していた。」(甲23の1(セクション3.6)、6頁)

「2003年1月初旬までには、ブレア首相はイラクが心変わりを起こす可能性はなく、サダム・フセイン政権を排除するための軍事行動はイラクを武装解除させるために必要な可能性が高いと結論付けた。」(甲23の1 (セクション3.6) 6頁から7頁)

との記載があるように、同セクションではイラク情勢に関する評価・分析が論じられている。

そのほか、セクション3.7ないしセクション3.8には、イラク戦争に至るまでの国連安保理の状況、英国の国連安保理における外交状況、及びブッシュ米大統領をはじめとする各国首脳とブレア首相とのやりとりの内容等についても記載されている。

(2) セクション4.3の記載内容

同セクションでは、2002年10月から2003年3月までの、イラクの大量破壊兵器に関する英国の認識及び調査について論じられている。

同セクションの主要な調査結果として

「サダム・フセインの体制が化学及び生物兵器の能力を保持しているということの中核的構図は、その能力を維持及びもし可能ならば増大しようと決定されたこと(将来のどこかの時点での核の能力を含む)並びに積極的な虚偽と隠匿の政策を推し進めていたことであって、イラクについて対応しなければならない脅威であり武装解除する必要があるという英国政府の立場を支えていたものである。」(甲23の4 (セクション4.3)、5頁から6頁)

との記載があるように、同セクションではイラクが大量破壊兵器を保有しているにもかかわらずそのことを隠匿している以上、イラクは武装解除

される必要があると英国が認識していたことが論じられている。

また、同セクションの目次に「決定的証拠の欠如」という項目が置かれている（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、1 頁）ように、イラクが大量破壊兵器を保有していることを示す決定的証拠は存在しなかったことについても論じられている。

そのほか、同セクションの主要な調査結果として、

「イラクの能力及び意図についての判断は、イラクの過去の行動が現在および将来の行動を適切に示唆するものとしてこれに過度に依存していた」（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、6 頁）

「JIC（注：合同情報委員会）も政策委員会も、イラクがもはや化学、生物又は核兵器又はその計画を持っていないという仮説をいかなる段階においても確認して調査したことはなかった」（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、6 頁）

「国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）のハンズ・ブリックス委員長による 2 0 0 3 年 2 月 1 4 日の安保理における報告（遅くとも 3 月 7 日の彼の報告）の後、JIC の判断の正式な再調査がなされるべきであった」（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、6 頁）

「イラクの能力及び意図に関する JIC の情報収集及び評価は、情報収集の限界を明らかにしないまま、確かなものとして政府の声明を支える要点説明資料の準備に利用され続けた」（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、6 頁）

「SIS（注：英国秘密情報部）は、その報告の主要な受領者が、情報源に疑惑が生じた時及び（その結果）収集した情報が撤回された時に適時にそのことを知らされるようにしておく責任があった。」（甲 2 3 の 4（セクション 4. 3）、6 頁）

等の記載があるように、英国政府機関はイラクが大量破壊兵器を保有していない可能性について十分に調査・確認していなかったことや、JIC 及び SIS による情報の収集及び報告における問題点等についても論じられている。

(3) セクション5の記載内容

同セクションでは、2002年11月から2003年3月にかけて、英国がイラクに対する軍事行動の法的根拠についてどのように考えていたかが論じられている。

同セクションの主要な調査結果として、

「2002年12月9日、(国連安保理決議1441の解釈に関する)助言を行うよう正式な『指示』がゴールドスミス卿(司法長官)に送られた。」

(甲23の5(セクション5)、6頁)

「ゴールドスミス卿は最も法的に安全な解釈は国連安保理の新たな第二決議を確保することであるという意見を残していたが、彼は、『安保理決議1441は新たな決議がなくとも安保理決議678における授權を復活させることができる合理的な事案(a reasonable case)があり得る』と結論付けた。」(甲23の5(セクション5)、6頁)

「ゴールドスミス卿(司法長官)は2003年3月13日、全てを考慮すると、よりよい見解(better view)として、(国連安保理決議678の)復活議論が作動する条件はこの事案に合致すると結論付けた。これは、国連安保理決議1441以上の新たな決議がなくとも軍事力を用いることに法的根拠があることを意味するものである。」(甲23の5(セクション5)、7頁)

等の記載があるように、同セクションではゴールドスミス司法長官が英

国政府に対し新たな国連安保理決議がなくともイラクに対する武力行使について法的根拠がある旨のアドバイスをを行ったことが論じられている。

そのほか、同セクションでは、当時の英国内閣がどのような情報について提供を受け、どのような情報について提供を受けなかったのかなど、当時の内閣に関する動向についても論じられている。